

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る 支出負担行為ないし意思 決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
								公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		
内閣府	地方創生支援事業費補助金(地方創生カレッジ事業)	公益財団法人日本生産性本部	4011005003009	216,803,000	(一般会計)	地方創生支援事業費補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を行っており、特定の相手方を採択するものではない。	有
内閣府	令和4年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	207,899,117,000	(年金特別会計子ども子育て支援勘定)	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和4年4月19日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業点検・評価委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	令和4年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	185,600,000	(東日本大震災復興特別会計)	被災者生活再建支援金補助金	令和4年6月22日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活再建支援金補助金(一般会計4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	301,468,750	(一般会計)	被災者生活再建支援金補助金	令和4年6月22日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	126,300,000	(東日本大震災復興特別会計)	被災者生活再建支援金補助金	令和4年7月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活再建支援金補助金(一般会計5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	180,531,250	(一般会計)	被災者生活再建支援金補助金	令和4年7月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	令和4年度企業主導型 ベビーシッター利用者 支援事業費補助金	公益社団法人全国保育 サービス協会	7011105005331	939,933,000	(年金特別会計子ど も子育て支援勘定)	仕事・子育て両立支 援事業費補助金	令和4年7月22日	公社	国認定	本事業は、多様な働き方をしている労働者がベ ビーシッター派遣サービスを利用した場合に、 その利用料金の一部を助成することにより、仕 事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支 援の提供体制の充実を図ることを目的に実施 しているものであり、必要不可欠である。本事 業の交付先を選定する際には、公募を行い、外 部有識者を過半数以上とした評価検討委員会 において事業を適切に遂行できるものを評価・ 選定されたものである。また、同委員会におい て、交付先が行った業務が適切かつ効果的な ものであったと認められる場合、翌年度におい ても補助を継続できるものとする公募要項の規 定に基づき、交付先が行った業務について同 委員会において評価を行い、翌年度の国庫補 助の継続について意見を求めた上で、補助の 継続を決定しているものであり妥当である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災6月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	106,800,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年8月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計6月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	210,750,000	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年8月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災7月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	93,800,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年10月5日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計7月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	128,562,500	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年10月5日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災8月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	87,400,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年10月14日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計8月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	190,281,250	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年10月14日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災9月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	95,000,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年11月7日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計9月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	154,187,500	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年11月7日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災10月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	60,500,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年11月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有

内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計10月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	181,437,500	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和4年11月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災11月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	81,400,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年1月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計11月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	183,625,000	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年1月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計12月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	174,562,500	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年2月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	155,200,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年2月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計1月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	144,968,750	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災1月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	129,700,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災2月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	117,800,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月20日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計2月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	115,750,000	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月20日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(東 日本大震災3月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	259,000,000	(東日本大震災復興 特別会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有
内閣府	令和4年度被災者生活 再建支援金補助金(一 般会計3月分)	公益財団法人都道府県 センター	2010005003854	128,000,000	(一般会計)	被災者生活再建支 援金補助金	令和5年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定さ れた被災者生活再建支援法人が災害によりそ の生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生 活の安定を目的として支給する支援金であり必 要不可欠である。	有

(注) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。